

郡山市産業アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 本市の産業及び観光の振興、産業競争力の強化、企業誘致、研究開発機関等との連携、新産業の創出、産業集積等の施策について、専門的な知見から適切な助言及び指導を受けるため、郡山市産業アドバイザー（以下「産業アドバイザー」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「研究開発機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- (2) ふくしま医療機器開発支援センター
- (3) 福島県ハイテクプラザ
- (4) 大学、高等専門学校等の高等教育機関
- (5) 前4号に掲げるもののほか、これらに類すると認められる機関

(産業アドバイザーの種類及び職務)

第3条 産業アドバイザーの種類は、次の表の左欄に掲げるものとし、その区分に応じて同表中欄及び右欄に掲げる事項について助言及び指導を行う。

産業アドバイザーの種類	産業アドバイザーの職務	
	共通事項	個別事項
産業観光アドバイザー	(1) 産業振興及び産業競争力の強化に関すること (2) 新産業創出及び企業立地に関すること	(1) 観光資源の活用及び宣伝並びに観光資源への誘客に関すること (2) 物産の振興に関すること
産業金融アドバイザー	(3) 人材育成に関すること (4) その他市長が必要と認める事項に関すること	(1) 市内企業と研究開発機関等との連携に関すること (2) 起業等に関すること (3) 公有資産の効率的かつ効果的な活用に関すること
産業技術アドバイザー		(1) 市内企業と研究開発機関等との連携に関すること (2) 産業の集積及び新技術の開発の支援に関すること

(委嘱等)

第4条 産業アドバイザーは、産業に関する幅広い識見及び経験を有し、当該識見及び経験に基づいた適切な助言及び指導を行うことができると認められる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 産業アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(服務)

第6条 産業アドバイザーは、その職務の重要性を自覚し、誠実かつ公正にこれを遂行しなければならない。

2 産業アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様

とする。

3 産業アドバイザーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

(謝礼金等)

第7条 産業アドバイザーに謝礼金及び交通費を支給し、その額は市長が別に定める。

(解嘱)

第8条 市長は、産業アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中にあっても解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めたとき。
- (2) 産業アドバイザーに必要な適格性に欠けると認めたとき。
- (3) 産業アドバイザーを設置する必要がなくなったとき。
- (4) 第6条の規定に違反したとき。

(庶務)

第9条 産業アドバイザーに関する庶務は、産業観光部産業政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、産業アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(郡山市産業観光アドバイザー設置要綱の廃止)
- 2 郡山市産業観光アドバイザー設置要綱(平成21年8月20日制定)は、廃止する。
(郡山市産業金融アドバイザー設置要綱の廃止)
- 3 郡山市産業金融アドバイザー設置要綱(平成25年11月1日制定)は、廃止する。
(郡山市産業技術アドバイザー設置要綱の廃止)
- 4 郡山市産業技術アドバイザー設置要綱(平成26年1月24日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年2月26日から施行する。